

平成30年度 新進芸術家海外研修制度

Program of Overseas Study for Upcoming Artists

募集案内



問合せ先

文化庁文化部芸術文化課支援推進室育成係
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL 03-5253-4111 (代表) 内線2081
平日10時～17時(12時～13時を除く)

提出期限：平成29年8月4日(金) 消印有効

提出書類様式については、文化庁ホームページでダウンロードできます。
http://www.bunka.go.jp/shinsei_boshu/kobo/h30_shinshin_choki.html

平成29年6月
文 化 庁

目 次

I 募集について	1
II 留意事項	5
III 提出書類について	7
IV 記入上の注意事項	8
別紙 新進芸術家海外研修制度 書類提出先団体一覧	14

巻末 申込書

平成30年度 文化庁新進芸術家海外研修制度 申込書（様式①～③）推薦書様式④，
別添①

I 募集について

1. 目的

本制度は、我が国の新進の芸術家、アートマネジメント担当者、学芸員及び評論家等が、その専門分野について海外において実践的に研修するための渡航費及び滞在費を支援することにより、将来の我が国の文化芸術振興を担い、国際的に活躍する人材を育成することを目的としています。

2. 本制度の対象となる者

美術、音楽、舞踊、演劇、舞台美術等、映画、メディア芸術の各分野における新進の芸術家、技術者、プロデューサー、評論家等で、以下の（１）から（７）の条件を満たす者とします。

研修の開始日は原則として、平成30年9月1日から平成31年3月31日の間に日本を出発する日とし、終了日は日本到着日となります。（平成30年4月～8月の期間に研修を開始することはできません）。

- （１）日本国籍又は日本の永住資格を有すること。
- （２）下記の年齢条件を満たすこと。（平成29年9月1日現在）

1年研修 (200～350日)	美術分野	18歳以上50歳未満
	その他の分野	18歳以上45歳未満
2年研修 (700日)	美術分野	18歳以上35歳未満
	その他の分野	18歳以上30歳未満
3年研修 (1050日)	美術分野	18歳以上32歳未満
	その他の分野	18歳以上27歳未満
特別研修 (80日)	全分野	18歳以上
高校生研修 (350日)	音楽・舞踊分野	15歳以上18歳未満

- （３）専門とする分野で芸術活動の実績があること。
- （４）外国での研修に堪える語学力を有すること。
- （５）研修先の施設の受入れ保証（受入先が個人である場合を含む。）があること。
- （６）保護者の同意があること。（高校生研修のみ。）
- （７）研修開始時には、義務教育を終了していること。（高校生研修のみ。）

【本制度の研修を受けたことのある方について】

- ① 過去に1年研修・2年研修・3年研修を受けた方は、特別研修及び短期研修にのみ応募が可能です。また、過去に特別研修を受けた方は、1年研修、2年研修、3年研修、短期研修のいずれかに応募が可能です。（短期研修については、別途募集。）
- ② 現在、高校生研修で研修を受けている方、また過去に高校生研修で研修された方は、高校生研修への応募はできません。

○対象となる研修分野等

分 野	内 容
美術	日本画，洋画，版画，彫刻，工芸，現代美術，写真，デザイン，建築，版画刷師，鋳造，保存・修復，アートマネジメント，美術教育，評論等
音楽	器楽，声楽，指揮，作曲，オペラ演出，コレパティケール，ジャズ・ポピュラー演奏・作曲，アートマネジメント（芸術監督，プロデューサー，企画制作），評論等
舞踊	バレエ，現代舞踊，舞踏，日本舞踊，民族舞踊，振付，アートマネジメント（芸術監督，プロデューサー，企画制作），舞踊教育等，評論等
演劇	演出，俳優，劇作，人形劇，パントマイム，演芸，大道芸，曲芸，サーカス，アートマネジメント（芸術監督，プロデューサー，企画制作），評論等
舞台美術等	舞台美術，照明，音響，小道具，舞台監督等
映画	監督，俳優，脚本家，プロデューサー，撮影，照明，美術，編集，録音，スクリプター，ポストプロダクション，メイク，衣裳，映像教育，サウンドクリエイト，評論等
メディア芸術	映像，コンピュータグラフィック，インタラクティブアート，Web，ゲーム，アニメーション，マンガ，アートマネジメント，評論等

3. 給付内容

本制度では研修員に下記の給付を行います。

(1) 往復の航空賃（エコノミークラスの実費。燃油サーチャージ及び空港使用料は支給されません。）

(2) 支度料 25,000円（出国時に1回のみ支払）

※ 研修国にすでに居住（研修開始前に一時的に帰国している場合も同様）している場合は，支度料は支給されません。

(3) 滞在費 日当及び宿泊料 ※ 次ページ滞在費一覧参照

航空賃の支給について

往路 研修開始直前の居住地最寄りの国際空港から研修開始地最寄りの国際空港までの最短経路。

復路 研修終了地最寄りの国際空港から研修終了帰国後の居住地最寄りの国際空港までの最短経路。
 （往路，復路ともに，日本国内の移動に係る航空賃，研修地と研修地最寄りの国際空港の移動に係る航空賃，大きな楽器等の航空賃はいずれも対象外となります。）

※ 研修開始時に，研修国に居住している場合は，往路の航空賃は支給できません。また，研修開始時に海外に居住しており，研修先が居住地国と異なる場合は，その状況によって支給します。

※ **研修地は1か所**を原則とします。特別の事情により，研修地が2か所以上になる場合は，研修地間の移動旅費は支給しません。

※ **滞在費は研修地を根拠としてその額を計算します。居住地ではありません。**

※ 滞在費を支給した後に，日程変更等で研修期間が短くなる場合は，短縮した期間は滞在費の支給対象外となり，支給済みの滞在費を国庫返納していただきます。また，**大幅な日程変更や研修内容の変更を行った場合には，研修員の決定を取り消すこともあります**ので御留意ください。

【滞在費】（1日当たりの金額）

連続滞在期間	区分	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
出発日～31日目まで	日当	3,700円	3,100円	2,500円	2,200円
	宿泊料	11,500円	9,600円	7,700円	6,900円
	計	15,200円	12,700円	10,200円	9,100円
同一地域で 32日目～61日目	日当	3,330円	2,790円	2,250円	1,980円
	宿泊料	10,350円	8,640円	6,930円	6,210円
	計	13,680円	11,430円	9,180円	8,190円
同一地域で 62日目～	日当	2,960円	2,480円	2,000円	1,760円
	宿泊料	9,200円	7,680円	6,160円	5,520円
	計	12,160円	10,160円	8,160円	7,280円

地域区分	都市名等
指定都市	シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート市、リヤド、アビジャン
甲地方	指定都市、乙地方、丙地方以外の下記の地域 北アメリカ大陸、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島、グアム、ヨーロッパ大陸、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ、キプロス、アゾレス諸島、マデイラ諸島、カナリア諸島、アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート（クウェート市を除く）、ヨルダン、シリア、トルコ、レバノン
乙地方	インドシナ半島（タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア（モスクワを除く）、オーストラリア大陸、ニュージーランド、ポリネシア海域、ミクロネシア海域、メラネシア海域（ハワイ諸島及びグアムを除く）
丙地方	指定都市、甲地方、乙地方以外の下記の地域 アジア大陸、メキシコ以南の北米大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島、イースター諸島、アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島、セーシェル諸島、南極大陸

4. 応募書類の提出方法

応募書類は、文化庁、又は14ページの書類提出先団体（以下、「提出先団体」という。）へ提出してください。文化庁へ提出する場合、申込書、受入承諾書については、郵送又は電子メールのどちらでの提出も可とします。推薦書及び作品資料は郵送でお送りください（p7「Ⅲ 提出書類」参照）。

文化庁の提出先は下記のとおりです。提出先団体へ提出いただいた場合、団体が応募書類を取りまとめ、文化庁に提出していただきます。なお、団体に提出される場合であっても、提出締切日は変わりませんので、下記の期日を厳守してください。

※ 文化庁、提出先団体いずれに書類を提出いただいても、審査の評価に全く違いはありません。

提出先及び提出締切日

【提出先】 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁文化庁芸術文化課支援推進室育成係 担当：森・松岡 E-mail: ikusei@mext.go.jp

【提出期限】 **平成29年8月4日（金）消印有効**

※郵送による提出について

- ・封筒に「平成30年度新進芸術家海外研修制度（長期）申込書在中」と朱書きしてください。
- ・申込書の提出は郵送、宅配便など（特定記録郵便等配達記録が残る方法によること。）により送付してください。持参による提出はできません。
- ・申込書等を電子メールで提出する場合、郵送物の中に、電子メールを送信した日時を記載したメモを同封してください。

※電子メールによる提出について

- ・タイトルに「**【氏名】平成30年度新進芸術家海外研修制度（長期）申込**」と記載してください。

5. 選考日程（予定）

募集期間	平成29年6月～8月上旬	
文化庁への提出期限	平成29年8月4日（金）	消印有効
提出先団体への提出期限	平成29年8月4日（金）	消印有効
1次選考（書類選考）	平成29年10～12月	1次選考結果は、12月中に応募者全員に通知します。 2次選考日は、文化庁ホームページにて10月下旬頃お知らせします。
2次選考（面接） 東京都内にて実施	平成30年1～2月	1次選考合格者については、2次選考（面接）を行います。旅費は支給しません。 2次選考の合否結果＝最終選考結果は2月下旬頃、2次選考受験者全員に通知します。
選考結果の決定通知	平成30年4～5月頃	正式決定は平成30年度政府予算成立後です。

※ 上記日程は予定ですので、応募数等により日程が前後する場合があります。

Ⅱ 留意事項

1. 査証（ビザ）について

外国に滞在し、研修する際には、ビザが必要となる場合があります。文化庁では本研修制度に合格された方に対してビザ取得等のための英文証明書を発行しますが、ビザ取得のための情報収集、手続きは研修員各自で行っていただくことになります。応募の際には、あらかじめ、自身の研修内容でビザの取得手続きが可能であることを確認してください。

渡航先の国によっては、取得に数ヶ月を要する場合があります。また、研修の受入れ先が個人の場合には、ビザの発行が難しい場合があります。必要書類などについても、渡航先の国の在日大使館に問い合わせ等の情報収集を行ってください。テロや移民等の問題もあり、年々非常に取得が難しくなっていますので、最新の情報を把握するように心がけてください。

2. 他の公募事業との併願について

他の機関が実施する留学制度に応募することは差し支えありませんが、渡航費、滞在費、支度料を重複して受給することはできません。他の制度と併願する場合は、申込書（様式①）の所定の欄にその内容を記入してください。

例：

○他機関の助成が渡航費、滞在費の場合 → 本制度の助成を受けることはできません。

○他機関の助成が作品製作費等であり、本制度の給付対象とは異なる場合

→ 本制度の助成を受けることができます。

○他機関の助成が奨学金である場合

→ 奨学金には、使途が限られているものがあります。

その使途が渡航費、滞在費を含む場合には、本制度の助成を受けることはできません。

3. 研修状況報告書

研修期間中は、定期的に研修状況報告書を文化庁に提出していただきます。提出いただいた報告書は、ウェブページ等を通じて、公表することを想定しております。そのため、ウェブページ等での公表に係る報告書の著作権の使用についてあらかじめ御了承ください。なお、研修状況報告書を提出いただけない場合には、研修の事実が確認できないため、滞在費の支給停止や研修員の決定を取り消す場合があります。

4. 研修員の公表について

選考の結果、研修員に決定された方については、氏名、専門分野、研修予定国・予定都市等の情報を文化庁のホームページ等を通じて公表させていただきますのであらかじめ御了承ください。また、研修員の方の保護(邦人保護)の観点から、上記の情報と研修地における連絡先を併せて、研修国の在外公館へ情報提供いたしますので、あらかじめ御了承ください。

5. 一時帰国について

研修期間中は、研修に専念する義務があるため、原則として一時帰国は認められません。無断で帰国された場合には、研修員の決定を取り消すことがあります。（滞在費等の返還を含む。）

＜一時帰国を特別に認める場合＞

- ① 研修員自身が研修を継続出来ない程の健康上の理由、家族の冠婚葬祭等
- ② 研修員の研修内容に深く関連し、研修員本人のキャリアアップにつながるような公演や展覧会に参加する場合であって、文化庁が承認した場合（自らが企画・出演する公演、個展などを理由とする一時帰国は認められません）
- ③ その他、ビザなどの関係上、滞在を継続するために一時帰国をせざるを得ない場合

注意事項

- ・ 一時帰国が認められるのは、研修期間中に原則として1回のみです。あまり長期間になりますと、許可が下りない場合もあります。
- ・ ①②③いずれの場合でも、必ず事前に文化庁に相談してください。一時帰国の必要性を踏まえ、文化庁において承認の可否を判断します。
- ・ 一時帰国に係る往復の航空賃は自己負担になります。また、その期間に係る滞在費は支給対象外となるため、返納していただきます。

6. 研修中における研修国以外への移動・滞在について

研修期間中は、研修国において研修に従事していただくことが原則ですが、研修の一環として、研修国以外への移動・滞在进行う場合は、必ず事前に文化庁に相談してください。なお、移動に係る航空賃は自己負担になります。

7. その他

- ・ 研修期間中は、研修に専念する義務があります。現地にて他の仕事（雇用契約を結び収入を得るなど）に就くことはできません。

Ⅲ 提出書類について

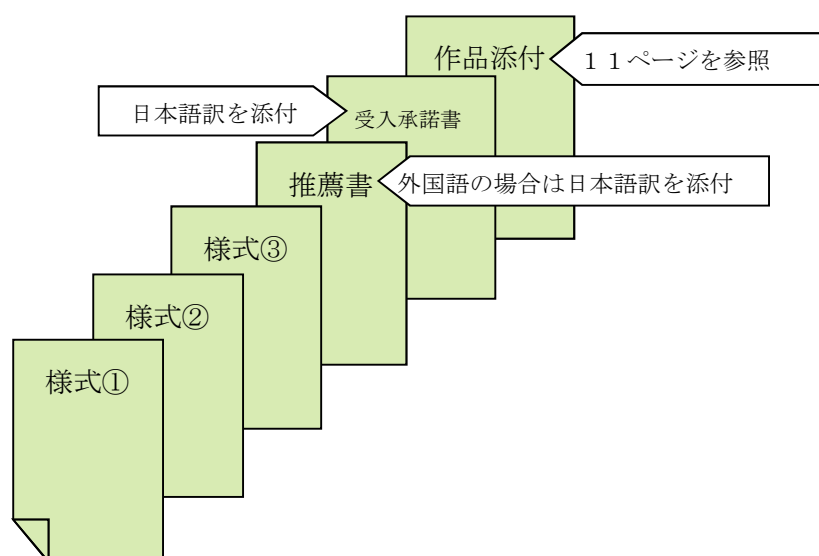
提出書類は以下の一覧のとおりです。各様式については、文化庁ホームページからダウンロードしてください。

文化庁ホームページ http://www.bunka.go.jp/shinsei_boshu/kobo/h30_shinshin_choki.html

【提出書類一覧】

提出書類	様式
新進芸術家海外研修制度申込書	① ～ ③
推薦書（原本）	④
受入承諾書（写し）及び日本語訳分	任意様式
作品資料添付	DVD資料の方は「DVD資料内容一覧（別添①）」を添付。その他の方はクリアファイルを提出。

- ※ 書類作成の際は必ず「Ⅳ 記入上の注意事項」を確認してください。
- ※ 各様式は、それぞれA4紙の片面1枚に収まるよう情報を厳選し、記入してください。
- ※ 書類はクリップ止めとし、のりやホチキス等で留めないでください。
- ※ 提出した書類については、記載内容に関して照会することがありますので、必ず写しを保管してください。
- ※ 提出された書類は添付資料も含め、返却しませんので御了承ください。



IV 記入上の注意事項

研修計画は、応募者自身が作成してください。

書類の状況も審査対象となります。下記に従って書類を作成し、記入漏れや、不備がないように御注意ください。また、提出の際には様式①にあるチェックリストを活用し、提出書類の最終確認をしてください。受付後の書類の差し替え、訂正はできません。

様式①「平成30年度 文化庁新進芸術家海外研修制度 申込書」

【研修区分】

- ・ 応募する区分のいずれか一つにチェックしてください。1年研修の方は、研修日数（200日～350日間内）を記入してください。
- ・ 選考結果により研修区分を変更することはありませんので、熟考の上、選択してください。

【研修時期】

予定している研修時期を記入してください。研修開始時期は、平成30年9月1日から平成31年3月31日の間としてください。

【分野】

- ・ 応募する分野のいずれか一つにチェックしてください。
- ・ バレエ伴奏等、音楽以外の分野に特化した演奏を主とする場合は、その分野へ応募してください。
- ・ 高校生研修は、音楽・舞踊のみ応募が可能です。

【専門分野】

- ・ 芸術上の専門を細かい分類で記入してください。（記入例：絵画、彫刻、現代美術、ソプラノ、ヴァイオリン、振付、演出、アートマネジメント等）
- ・ 実作者としての研修を予定する方は、専門分野下段の「作品制作者」の欄にチェックを入れてください。（美術分野のみ）

【研修予定国・都市、研修国が複数となる理由】

研修先は1か所を原則とします。特段の理由がある場合に限り複数地の申請を認めます。複数地で研修する予定の方は、その理由を必ず記入してください。

【氏名ほか】

- ・ 「写真」 正面上半身、背景無地、提出の3か月以内に撮影したものをしっかりと貼り付けてください。（興行用写真、旅行先のスナップ写真等は不可）。裏には氏名を記入してください。
- ・ 「職業」 美術家、画家、音楽家、ピアニスト、舞踊家、演出家、俳優、学芸員等職業名を記載してください。
- ・ 「国籍」 国籍が日本国以外の方は、在留カードの写しを添付してください。
- ・ 「勤務先又は学校名」 勤務先がある場合は会社名と役職を、学生の場合は、学校名・学年を記入してください。独立して活動している場合は「フリー」と記入してください。
- ・ 「所属団体」 芸術活動上の所属団体（美術の会派団体や専門分野の統括団体等）を記入してください。勤務先ではありません。所属がない場合は「なし」と記入してください。

- ・ 「**その他連絡先**」 海外在住の方のみ日本国内の書類送付先となる方の氏名、応募者との関係、住所、連絡先を記入してください。海外在住の方は、審査結果の書面通知をこちらの住所に郵送することになりますので、必ず記入してください。
- ・ 「**健康状態**」 長期加療中（最近5年間）の場合は「既往歴」に状況を記入してください。
- ・ 「**身長・体重**」 声楽及び舞踊分野で応募される方のみ記入してください。

【最終学歴ほか】

- ・ 「**資格**」 芸術活動や職業に関係のある資格のみ記入してください。
- ・ 「**語学**」 語学レベルを自己評価で記入いただくとともに、英検等の資格やTOEICの点数などを記入してください。英語以外に研修に必要と考えられる外国語は必ず記入してください。
- ・ 「**本制度での研修歴**」 研修された年度、期間、国、分野を記入してください。
- ・ 「**本制度への応募履歴**」 応募した年度、分野を全て記入してください。
- ・ 「**所属長**」 会社や団体等に勤務している場合にのみ記入してください。研修に応募することについて勤務先の承諾を必ず得てください。選考に当たっては、勤務先の了解を得ていることを条件とします。フリーで活動されている場合等は不要です。
- ・ 「**保護者**」 応募者が未成年の場合のみ、保護者の方が自署してください。
- ・ 「**他の海外研修制度との併願状況**」
他の研修（留学）制度も応募している場合、申請先の団体名、結果発表日（予定）を記入してください。

【書類提出先団体】

書類提出先団体を通じて提出される方は、該当する団体名を必ず記入してください。書類提出先団体については、14ページを御覧ください。文化庁に直接提出される場合は、文化庁と記入してください。

様式②「経歴書」

【1. 専門教育や研修等の履修歴】

国内・海外を問わず専門教育を受けた学校名や卒業、修了等の別とその年月及び期間（〇年、〇か月等）を記入してください。特定の師事者による個人レッスン等も記入していただいて構いません。在学中、在籍中などの場合は、その旨を記入し、「和暦年」欄に<現在>と記入してください。

【2. 職業略歴】

就職、就業、芸術団体等への所属など、**芸術活動に関係のある職歴**を記入してください。離職した場合はその旨も記載してください。未就業者は記入不要です。

【3. 主な海外滞在歴】

1か月以上の滞在のみ記入してください。1、2と重複しても構いません。滞在理由には**就学、研修、就職、就業、親との居住等**、理由を簡潔に記入してください。

【4. 主な芸術活動の履歴】

これまでに発表した主な作品や関わった舞台公演、展覧会等の履歴を記入してください。なお、舞台公演の場合には、公演名、出演した役名や演出・脚本などの役割、展覧会の場合には、展覧会名、御自分の出展した作品名や企画・運営上の役割を必ず記入してください。

【5. 受賞等の履歴】

芸術活動の成果による受賞，奨学金の受給などの履歴を記入してください。

様式③「研修計画書」

特別の事情により研修施設が複数になる場合は，1施設につき1枚作成してください。

【研修施設】

- ・ 「国名」は日本語，「都市名」と「施設名称」は日本語と外国語表記で記入してください。「施設名称」は研修先が個人の場合は，「なし」と記入してください。
- ・ 「施設の設置者」 国政府，地方自治体名，学校法人名，会社名などを，日本語訳で具体的に記入してください。研修先が個人の場合は「なし」と記入してください。
- ・ 「所在地」 外国語表記で記入してください。
- ・ 「電話番号」 国番号，地域番号も記入してください。
- ・ 「URL」 研修先の施設や個人の方のホームページアドレスを記入してください。
- ・ 「代表者」 日本語と外国語表記で職名と氏名を記入してください。研修先が個人の場合は「なし」と記入してください。
- ・ 「研修施設の種別」，「研修形態」 該当するものにチェックしてください。
- ・ 「主たる指導者」 日本語と外国語表記で主に師事する教授名などを記入してください。研修先が個人の場合は，その方の氏名などを記入してください。
- ・ 「受入承諾書の状況」 該当するいずれかにチェックしてください。「発行依頼中」にチェックされた方は，必ず「受入承諾状況説明書」（次ページ参照）を別添してください。
- ・ 「施設の概要」 沿革，事業内容，職員数，学生数などを簡潔に記入してください。研修先が個人の場合は，師事者の紹介等を記入してください。

【研修目的】

研修を行うことで，どのような成果を求めているのか，今後の芸術活動にどのように生かしていくのかなど，具体的かつ簡潔に記入してください。

【研修方法】

研修カリキュラムの内容や研修方法について具体的に記入してください。

様式④「推薦書」

推薦者（芸術上の師事者等）御自身に記入していただくものです。推薦者は1名限りとします。推薦者氏名のほかに，職名（専門，役職名等）も記入していただき，押印，若しくは自筆サインをしてもらい，原本の提出をお願いいたします。外国語で記入された推薦書については，日本語の訳文を必ず添付してください（応募者本人による翻訳で可）。

「受入承諾書（写し）及び日本語訳文」について

- ・ 「受入承諾書（写し）」は，研修施設等の受入れを証明する重要な書類です。研修施設の代表者，若しくは研修の師事者等に記入してもらい提出してください。研修施設等に既に在籍等されている方は，学生証等の在籍期間等が明記されているものでも構いません。
- ・ 様式は任意ですが，受入先が組織の場合は，必ずレターヘッドのあるものを提出してください。
- ・ 下記の必要記載事項のとおり，「受入れ期間」「承諾の日付」「承諾者の名前」「押印若しくは直

筆サイン」を満たした書類を提出してください。

- ・ 受入承諾書は写しを提出してください。原本は応募者本人で保管してください。
- ・ 受入承諾書には、日本語の訳文を必ず添付してください。（応募者本人の翻訳で可）。
- ・ 応募時点で「受入承諾書」が入手できない場合は、「受入承諾状況説明書」を作成し、承諾書が得られていない理由及び今後の見通し（承諾書の入手時期）を具体的に記入してください。「受入承諾書」は、入手出来次第、文化庁に直接提出してください。なお、これから入学試験を受ける方も「受入状況説明書」にその旨を記載し、入手出来次第、文化庁に直接提出してください。
- ・ 「受入承諾書」が未入手の場合でも、一次審査（書面審査）を受けることはできますが、受入承諾の状況も審査には関係しますので、「受入承諾書」はできるだけ早く入手するようにしてください。なお、「受入承諾書」は、二次審査（面接審査・平成30年1月中旬～2月中旬頃）の時点では必須のものになり、未入手の場合には審査は不合格となりますので、御留意ください。

（必要記載事項）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 受入れ期間（ 年 月～ 年 月）
※ 研修期間を満たす期間を必ず明記すること。○ 承諾の日付○ 承諾者の名前、押印又は署名（直筆サイン） |
|--|

★申込み後、研修期間（1年研修→2年研修に変更等）、受け入れ先や指導者等、研修内容の大幅な変更をすることは出来ませんので、御注意ください。

作品資料提出について

作品資料を、下記の表に従い作成してください。なお、作品資料は、**応募者の専門分野における現在の実技等の実力が確認できるもの**としてください。また、提出した作品資料の返却は行いませんので御了承ください。

分野		提出資料	備考
		※各分野の作品資料における『～年以内に出演・制作・収録したもの』の記述については 平成29年4月を起算日とすること	
美術		作品の写真（写し・カラー） ※過去10年以内で、現在までに制作した 主要な作品	・A4版のクリアファイル（20ポケット以内）に収めること （作品が動画の場合は、DVDに収録し添付すること） ・上記クリアファイルとは別に、代表作をA4（片面・カラー） 1枚にまとめて、様式④の後ろに必ず添付すること
音 楽	声楽	選考用DVD（音源のみは不可） ※過去1年以内に収録したもの	応募者本人の独唱部分を含むものであり、応募者本人を確認できるようにすること
	演奏	選考用DVD（音源のみは不可） ※過去1年以内に収録したもの	独奏の部分を含むものであり、応募者本人を確認できるようにすること（指揮については指揮風景等を、コレペティトウールについては指導風景等を収録すること）
	作曲	作品のスコア ※過去5年以内に制作したもの	可能な限り音源（DVDに収録）を添付すること
	オペラ 演出	演出企画書（写し）等 ※過去5年以内に制作したもの	A4版のクリアファイル（20ポケット以内）に収めること （可能な限り演出した作品をDVDに収録し添付すること）
舞踊		選考用DVD ※過去1年以内に出演、制作したもの	ダンサーの場合はソロで踊っている部分を含むものであり、応募者本人の全身を確認できるようにすること
演劇		選考用DVD ※過去1年以内に出演、制作したもの	俳優の場合は応募者本人の出演部分を含むものであり、応募者本人を確認できるようにすること
舞台美術等		作品の写真（写し・カラー） ※過去3年以内に制作したもの	A4版のクリアファイル（20ポケット以内）に収めること
映画		選考用DVD ※過去3年以内に出演、制作したもの	作品をDVDに収録すること。俳優の場合は応募者本人の出演部分を含むものであり、応募者本人を確認できるようにすること
メディア芸術		作品の写真（写し・カラー）、作品が動画等の場合はDVD ※過去3年以内で、現在までに制作したもの	写真等資料の場合はA4版のクリアファイル（20ポケット以内）に収めること。 また、作品内容について、梗概を添付すること
アート マネージメント		活動実績についての資料	A4版のクリアファイル（20ポケット以内）に収めること （論文については、日本語の梗概を添付すること） 企画等、実績のわかる資料を添付すること

作品資料提出方法

- 映像資料や音楽資料は、DVDで1枚にまとめてください。
 - ・ 収録時間は1曲・1作品5分以内、全体で15分以内にしてください。
 - ・ DVDは一般の日本製DVDプレーヤーで再生可能なDVDビデオ形式にしてください。(必ずファイナライズ処理を行ってください。)
 - ・ DVDは収録全作品でトラックは1つとし、作品・曲ごとにチャプターを入れてください。(曲等について冒頭から収録する必要はなく、最も自分をアピールできる所が確認できるように編集してください。)
 - ・ 収録内容について、必ずDVD資料内容一覧(別添①)を作成し添付してください。
 - ・ DVDの盤面及びケースに氏名、応募分野、収録時間を明記してください。
 - ・ 別添①「DVD資料内容一覧」に記入し、添付ください。

- 写真等の紙媒体資料は、A4版のクリアファイル1冊(20ポケット以内)に収め、取り出さずに見られるようにしてください。

(※注) <クリアファイルの作成方法>

- ・ クリアポケットの1枚目には同封資料の目次を収めてください。(作品数は39枚以内としてください。)
- ・ 写真等には作品名を付け、複数の人物が写っている場合は応募者本人が特定できるようにしてください。

新進芸術家海外研修制度 書類提出先団体一覧（芸術団体）

分野	団体名	郵便番号	住所	電話番号	F A X
美術	(一社)日本美術家連盟	〒 104-0061	東京都中央区銀座3-10-19 美術家会館5階	03-3542-2581	03-3545-8429
	(公社)日本工芸会	〒 110-0007	東京都台東区上野公園13-9 東京国立博物館内	03-3828-9789	03-3828-0025
	(公社)日本写真協会	〒 102-0082	東京都千代田区一番町25 JC11ビル4F	03-5276-3585	03-5276-3586
	(一社)日本写真作家協会	〒 104-0061	東京都中央区銀座1-19-3 銀座ウイステリアビル3F	03-3535-6251	03-3535-6250
	(一社)日本建築美術工芸協会	〒 108-0014	東京都港区芝5-26-20 建築会館6F	03-3457-7998	03-3457-1598
	(公社)日本インダストリアルデザイナー協会	〒 106-0032	東京都港区六本木 5-17-1 AXISビル 4F	03-3587-6391	03-3587-6393
音楽	(公社)日本演奏連盟	〒 105-0004	東京都港区新橋3-1-10 石井ビル6F	03-3539-5131	03-3539-5132
舞踊	(一社)日本バレエ団連盟	〒 160-0023	東京都新宿区西新宿6-12-30 芸能花伝舎2F	03-6279-4771	03-6279-4772
	(一社)現代舞踊協会	〒 150-0021	東京都渋谷区恵比寿西1-21-3 グレイス代官山402	03-5457-7731	03-5457-7732
	(一社)日本フラメンコ協会	〒 164-0001	東京都中野区中野3-3-6	03-3383-0413	03-3384-5711
演劇	(一社)日本演出者協会	〒 160-0023	東京都新宿区西新宿6-12-30 芸能花伝舎3F	03-5909-3074	03-5909-3075
	(公社)日本劇団協議会	〒 160-0023	東京都新宿区西新宿6-12-30 芸能花伝舎3F	03-5909-4600	03-5909-4666
	日本新劇俳優協会	〒 106-0032	東京都港区六本木4-9-2 俳優座ビル504号	03-3746-8707	03-3746-8707
	(一社)日本劇作家協会	〒 166-0002	東京都杉並区高円寺北2-29-14-501	03-5373-6923	03-5364-9205
	(協)日本俳優連合	〒 160-0023	東京都新宿区西新宿6-12-30 芸能花伝舎3F	03-5909-3070	03-5909-3071
	(公社)国際演劇協会 日本センター	〒 151-0051	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1 国立能楽堂内	03-3478-2189	03-3478-7218
映画	(公社)映像文化製作者連盟	〒 103-0016	東京都中央区日本橋小網町17-18 藤和日本橋小網町ビル7F	03-3662-0236	03-3662-0238
	(協)日本映画撮影監督協会	〒 160-0022	東京都新宿区新宿1-25-14 第2関根ビル5F	03-3356-7896	03-3356-7897
	(協)日本映画・テレビ照明協会	〒 160-0023	東京都新宿区西新宿6-12-30 芸能花伝舎3-6号	03-5909-3396	03-5909-3397
	(協)日本映画製作者協会	〒 107-0052	東京都港区赤坂5-4-16 シナリオ会館6F	03-3582-2654	03-3582-0268
	(協)日本シナリオ作家協会	〒 107-0052	東京都港区赤坂5-4-16 シナリオ会館8F	03-3584-1901	03-3584-1902
	(一社)コミュニティシネマセンター	〒 150-0044	東京都渋谷区円山町1-5 5F	050-3535-1573	03-3461-0760
舞台美術等	日本舞台監督協会	〒 102-0071	東京都千代田区富士見 2-12-16-202 Salon@ふじみ	03-6256-9535	03-6256-9535
	日本舞台美術家協会	〒 151-0066	東京都渋谷区西原1-28-4 興和ビル203	03-6300-9104	03-6300-9104
	(一社)パシフィッククリエイターズ・PaCPA Pacific Creators for the Performing Arts	〒 150-0011	東京都渋谷区東1-17-2 イーストスカイコート101号	03-6802-5516	03-6802-5516
	(公社)日本照明家協会	〒 160-0023	東京都新宿区西新宿6-12-30 芸能花伝舎3F	03-5323-0201	03-5323-0205
	(一社)日本舞台音響家協会	〒 169-0075	東京都新宿区高田馬場1-29-22 寿ビル205	03-3205-6943	03-6380-3102
メディア芸術	(公財)画像情報教育振興協会(CG-ARTS)	〒 104-0061	東京都中央区銀座1-8-16 銀座アスタービル3F	03-3535-3501	03-3562-4840
	(一社)コンピュータエンターテインメント協会	〒 163-0718	東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階	03-6302-0231	03-6302-0362
	(公社)日本芸能実演家団体協議会	〒 163-1466	東京都新宿区西新宿3丁目20番2号 東京パブリシティ11階	03-5353-6600	03-5353-6614